三十四条の四」に、「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に、「及び同法第三十四条の五」を「並びに同法第三十四条の六」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第二章第六節」を「第二章第七節」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号中「、第五十七条の二」を「（第三款を除く。）及び第五十七条の二」に改め、「及び第六十三条の三の二」を削り、「障害児施設給付費等の支給」を「障害児入所給付費等の支給等」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九　児童福祉法第二章第二節第一款及び第二款の規定による同法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務

十　児童福祉法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第二項中「第五十一条第三号」を「同条第四号」に改め、同条第三項中「第三十四条の四第一項の規定による」を「第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等」に、「第三十四条の五の規定による」を「第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等」に改める。

第百七十四条の四十九の七第一項中「次に掲げる事務を」を「中核市が経営する社会福祉事業に係る同法第七十条の規定による検査及び調査に関する事務を」に、「次に掲げる事務に」を「前段括弧内に掲げる事務に」に改め、同項各号を削る。

第百七十四条の四十九の十二第一項中「及び第三節」を「、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節」に、「第七十四条第二項」を「第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第二項中「、同法第五十四条第一項」を「、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十四条第一項」に、「第八十一条第一項」を「第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項」に改め、「第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と」の下に「、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と」を加え、「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

（予防接種法施行令の一部改正）

第五条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項及び第十三条第三項中「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第六条　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第九条第二項中「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

第十八条中「同条第十項」を「同条第九項」に改める。

第十九条中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第二十条中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第二十一条中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

二　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第六十四条第一項及び第百三条第一項の表第六十四条第一項の項

（地方税法施行令の一部改正）

第八条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第七条の十五の八第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第三十六条の八第二項第一号中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改め、同項第二号中「知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び同法第四十三条に規定する児童発達支援センター」に改める。

第三十六条の十第二項第三号中「第二条第三項第二号に掲げる」の下に「障害児相談支援事業、」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業及び特定相談支援事業」に改める。

第三十六条の十第二項第六号中「第二条第三項第二号に掲げる」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

第四十一条第二項第一号中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改め、同項第二号中「知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び同法第四十三条に規定する児童発達支援センター」に改める。

第四十九条の十五第二項第十号中「第二条第三項第二号に掲げる」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業及び特定相談支援事業」に改める。

第五十六条の十七第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第五十六条の二十六の三中「知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設、同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設、同法第四十三条の五」を「障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十三条の二」に改める。

第五十六条の二十六の五中「同項第二号に掲げる」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加える。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第九条　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同条第三項第三号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第十条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。